



# 宮崎県公報

平成19年2月8日(木曜日) 号外 第16号

発行・印刷 **宮 崎 県**  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目 次

頁

### 告 示

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 104号

家畜伝染病の家畜等の移動の制限(平成19年宮崎県告示第84号の3)を次のとおり変更する。

平成19年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 移動を制限する家畜の種類等

- (1) 移動を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- (2) 移動を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
- (3) 移動を制限する区域

ア 宮崎市佐土原町下田島の一部(徳ヶ淵、南町、三間屋前、三間屋後、上六ヶ所、下六ヶ所、六ヶ所、鷺島、安宮畑、田ノ上、田ノ上後、町田出口、南出口、中久保、新屋敷、上中島、庄屋田、栄後口、下伝宗、下中島、天神川、田島後、古川、長川原、打切、上長原、一ツ瀬川原、立野、佐賀利、江ノ頭、上江、瀬口、上ノ瀬、柳馬場、新馬場、境田、寺畑、都甲路、伊勢田、阿弥陀寺、田島、飯重迫、坂本迫、柿田、菰田、池田、月輪、田島下、天満宮下、馬場、橋口迫、尾脇田、白金園、町口、田淵迫、天神下、天神中須、天神上中須、上伝宗、上ノ園、天神、堂園、多々良迫、京塚迫、鈴町、岩切名、川俣、屋舗下、福島川原及び福島中洲)、上田島の一部(樋ノ口、田中、都甲路、古城、宮ヶ迫、松木田、田中前、前田、百貫地、水ヶ廻、苜井田、隠山、茶屋、新山、今坂、後田、追手、佐土原町、新城町、平城、田俣、思香田、坊ヶ池、古川、上ノ瀬、中ノ瀬、下ノ瀬、祝畑、出来畑、一ツ瀬、五條下、古ノ館、現王、堤、堤前、前田、中坪、坂下、開地田、山倉、納田、札立、堤後、竹下、吸ヶ鶴、芝原、久保田、亀甲、小柳、花下、十六、二月田、居穴口、下迫越、上迫越、池ノ内、飯田、百日、菅丸、犬菰、一ノ山、本鶴府、鶴府、城山、井手神、七騎迫、岩崎、鳴ノ口、谷、野久尾、松本、曲田、菰廻、壱町田、平田迫、小田河原、平田、吸ヶ水流及び水尻)、東上那珂の一部(西村、貫行、新馬場及び坂ノ下)及び伊倉

イ 西都市中央町1丁目、中央町2丁目、有吉町1丁目、有吉町2丁目、有吉町3丁目、白馬町、旭1丁目、旭2丁目、下妻、右松1丁目、右松2丁目、右松3丁目、右松4丁目、右松5丁目、小野崎1丁目、小野崎2丁目、大字右松の一部(

池平、松田、嶋畑、長畑、北鶴、逆江保、三反畑、羽黒垣添、堂園、車瀬、工久保、下鶴、瀬戸畑、三反田、祇園之上、祇園、城平、大口川及び原無田)、大字妻の一部(川原、白馬及び八丈)、大字三宅の一部(彦七畑、市口、久保鶴、松ノ下、池向、嶋畑、八反の内、中原、次郎左衛門、天ヶ瀬、鶴山、仏久保、熊野田、長田、市ヶ園、川ノ上、土園、大形、松之内、東川久保、西川久保、鳥子出口、塚西、上之使、鳥子橋元、鳥子長田、竹之脇、最所畑、尾筋東下、田中及び下鶴)、大字岡富、大字黒生野、大字現王島、大字調殿の一部(天神久保、堀の内、千田前、山隅、中島、角力、篠山、松田及び弥内迫)、大字南方の一部(城平、柳ノ丸、京新田、仕切山、折口、山平及び柳迫)及び大字鹿野田の一部(馬場、中島、田久保、請閑、鶴崎、和田、河久保、瀬下、葛廻、九反竿、松野島、継母、梅木、山之後、益崎下、川上、葛萬栄、荒敬田、中園、池田、内之丸、筑後、中鶴、鳥子及び萱野)

ウ 児湯郡高鍋町大字南高鍋の一部(新山及び内野々面上)及び大字上江の一部(牧内、新山及び立野)

エ 児湯郡新富町大字上富田の一部(東猿ヶ瀬、猿ヶ瀬、中須、市川、堂川、久保田、長田、洗畑、森兼、水洗、伊倉川、長善前、上ノ瀬、鶴後、下ノ瀬、富田町中須、西中須、東中須、南中須、新中須、大洲下、亀甲、花園中須、北中須、井ノ木田、関木ノ元、源濟寺前、川原崎、田尻、師匠田、新田、池表、中ノ丸、島ノ前、天井丸、八反田下、前田、田中後、絵見堂、実元、硯田、辻前、鉾田、東上城元、西上城元、東北田、西北田、後迫、月出、上絵見堂、城元前、城福寺、五月田、江子口、宮ノ前、越馬場、中ノ丸上、中ノ丸下、西前田、北廻、札立、兵部向、七々又、大洲向、大洲、大洲川原、井ノ前、中ノ瀬、古川、野中田、田中、新馬場、船津向、天神平、円明寺上、丹三郎、権現迫、稲荷上、牛原、幸助野地、干蕪、新山、田中野地、三反田、下野地、弁指平、切通、中栗野田、中山ヶ迫、栗野田、菰迫、弥次郎迫、上野地、上屋敷、小洗ノ上、人ノ前、屋敷、下屋敷、平田、下栗野田、上江、西平瀬、東前田、富田町屋敷、小洗ノ下、久保田、前田、久保田、樋渡、宮ノ前下、樋ノ元、京塚、新土手、境田、西ノ切、藤田下、源齊寺前、道給園及び道久園)、大字下富田の一部(上藤田、下藤田、京田、年神、散使給、江梅瀬前、五丁田、西口、弓場元、礼明、屋敷田、竹下、廻田、坊上、野間田、寺田、横江前、軍瀬、二ツ立浦、溝畑、高松浜、古川、小牟田、柿生、江子口、横江下、小鶴、水口、古婦畑、江梅瀬、春口、横江、洗萩、井之前、新開、福島川原、小島、

藤田、先久保、伏原、高伏原、集り、新土手、池田、河原崎及び樋ノ元)、大字三納代、大字日置の一部(奈良木、八反ヶ丸、小峯ヶ下、諏訪下、天神免、川神、高野田、新山、小漆、塩治、小山尻、大迫、太郎兵衛迫、南迫、城ヶ尾、宮ヶ迫、隅ヶ迫、佛坂、平川、山川、見之平、鳩胸、藤掛、押へ松、松ヶ櫛、馬渡、黒谷、永迫、西永迫、板橋、西牧、石佛、東牧、壱塚、古園、上ノ園、船ヶ迫、上石川、下石川、白砂、通山、木戸口、倉園、新牧、赤禿並木附、下永牟田、赤禿、中永牟田、上永牟田、寺分及び丸池)、大字新田、大字伊倉、富田1丁目、富田2丁目、富田3丁目、富田東1丁目、富田東2丁目、富田東3丁目、富田東4丁目、富田西1丁目、富田西2丁目、富田西3丁目、富田南1丁目、富田南2丁目、富田南3丁目及び富田南4丁目

2 搬出を制限する家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

家畜伝染病の家畜等の移動の制限(平成19年宮崎県告示第84号の3)3に掲げる区域のうち1(3)に掲げるものを除いた区域